

滞在型観光戦略の自走化に向けた組織体制づくり業務委託 基本仕様書

1 業務名

令和8年度滞在型観光戦略の自走化に向けた組織体制づくり業務

2 委託の場所

山鹿市地内

3 事業の背景

健康で幸せに暮らすことは人々の共通した願いである。そこで本市は、令和6年2月に誰もが住みたい、住み続けたいと思える「健幸なまち山鹿」を目指したまちづくりを推進する「健幸都市」を宣言した。

その「健幸なまち山鹿」を実現するため、現在本市では主要観光資源である良質な温泉入浴を関連付けたウォーキングイベントやフットパススタンプラリー等の開催を通じて市民の健康意識を高め、運動習慣の動機付けと温泉の入浴効果の再認識を呼びかけ温泉利用と観光消費の促進に取り組んでいる。

本事業は、観光分野において「健幸なまち山鹿」を実現するため、温泉を軸とした滞在型観光（ウェルネスツーリズム）を推進するものである。

そこで本業務では、健幸をテーマに体験型コンテンツを造成・販売し、本市への滞在時間を増やすことで宿泊に繋ぎ、観光消費の拡大と地域の活性化を目指す。

4 現状と課題

本市は、山鹿・熊入・平山・菊鹿・鹿本の5つの温泉郷など良質な温泉を有している。また、菊池川の豊かな水資源に恵まれ、装飾古墳をはじめ多くの歴史遺産と、古来より米づくりを始めとする農林業も盛んであるとともに、菊池川と交わる豊前街道が、宿場町としても栄えた。

このような豊かな観光資源を有し、多くの観光客でにぎわった本市であるが、団体旅行は個人・少人数へと変化し、観光消費の指向もモノからコト（体験）へと多様化した。さらに、全国各地で観光地化が進み観光客の争奪戦が激化している状況である。

本市のあらゆる地域資源の中から観光素材を見出し、魅力ある体験型コンテンツとして造成・販売し、温泉を軸とした滞在型観光振興により選ばれる観光地を目指すことが今、求められている。

5 これまでの取り組み

本事業の推進には、山鹿、平山各温泉観光協会の理解と協力が欠かせない。令和7年度において両温泉観光協会へ理解と協力のもとで市内の温泉旅館はじめ観光事業者や関心のある一般市民を対象に体験コンテンツ造成に関する参加型ワークショップを開催した。

これにより八千代座定期公演（灯籠踊り見学）、米米惣門ツアー、山鹿灯籠民芸館工芸体験（擬宝珠ランプ制作）、ゆうきの森（森林セラピー）、平山温泉入浴など、市内の様々な体験コンテンツを組み合わせ、1泊2日（宿泊は山鹿温泉）の旅行プランを造成し、旅行業関係者及び一般ユーザーを募集しモニターツアーを実施するなど、既存コンテンツによる滞在型観光の可能性を探った。

6 今後の取組み（目指すもの）

本年より3年間の計画として、より多くの体験型コンテンツを造成し、令和9年度からの販売開始を目指す。また、本事業が持続可能な取組みとなるよう、本市と両温泉観光協会が連携し必要な人材を配置するなど、体験型コンテンツの販売、受注決済窓口業務および、体験型コンテンツ提供者への配当などの役割を担う組織体制づくりに取組み事業の自走化を目指す。

7 業務委託の概要

本業務は、滞在型観光戦略の持続可能な組織体制整備にかかる関係機関との調整および計画策定業務を委託するものである。

本市では現在、両温泉観光協会との連携のもと、地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャー等の人材活用を想定している。受託者においては、これらの想定を踏まえつつも、既存の枠組みに縛られない柔軟かつ最適な組織体制の提案を期待する。

なお、業務の遂行にあたっては、既存観光組織との十分な合意形成を図り、令和9年度からの確実な施行に向けた実現性の高い組織体制および人員配置案を策定すること。

8 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

9 業務の項目及び事業内容

以下の点に留意のうえ提案すること。なお、実施にあたり必要な経費は委託料に含めるものとする。

（1）本市内の既存観光組織の活動状況に関する調査

① 業務内容

観光組織や観光施設への聞き取りやデータ分析を通して、既存観光組織の活動状況・実態を調査し報告する。

② 各種申請手続き

実施に必要な各種申請、手続き等は受託者が行うこと。

（2）滞在型観光戦略の推進にかかる連携について既存組織と合意形成、推進体制の検討。

① 既存の観光組織との合意形成

滞在型観光戦略の推進について、既存の観光組織や観光施設と実態を踏まえた協議

を行い、段階的に自走化していくための伴走支援を行う。

② 組織体制案の提出

既存観光組織の合意のもと、滞在型観光戦略の自走化のための組織体制案と組織体制整備に係るスケジュール案を提出すること。

1 0 その他

- ① 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更するものとする。
- ② 事業の実施に当たって、関係法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ③ 委託期間終了後も、本事業に係る照会、報告等があった場合は山鹿市へ迅速に連絡する等誠実な対応を行うこと。
- ④ 本委託業務の実施に伴い、新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は山鹿市に帰属する。
- ⑤ その他、必要に応じて山鹿市と協議を行うこと。

1 1 問い合わせ先

山鹿市観光課 観光企画係

担当者：大段（おおだん）、古家（ふるいえ）

TEL：0968-43-1579

e-mail：kankoh@city.yamaga.kumamoto.jp